

懐かしい学校給食。ある週刊誌のアンケートによれば、好きだったメニューのベスト3はカレーライス、揚げパン、ソフト麺。ここまでは想定内として、4位はなんと鯨肉の竜田揚げ。特に50代以上からの支持が多かったようです。ちなみに、嫌いだったメニューの1位は牛乳、2位は脱脂粉乳。時代の流れを感じますね。

今さら聞けない 経済用語

今月の教えてキーワード：【「一带一路（いったいいちろ）】

中国が形成を目指す、中国とヨーロッパを結ぶ巨大な経済・外交圏構想のこと。2013年に習近平国家主席が提唱し翌年、中国で開催された「アジア太平洋経済協力首脳会議」で広くアピールされた。一帯とは陸路で中央アジアを経由してヨーロッパにつながる「シルクロード経済ベルト」、一路とは南シナ海からインド洋を通りヨーロッパへと向かう「21世紀海上シルクロード」のことである。沿線の国は約70カ国に上るとされる。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【「仮想通貨」で得た利益は課税対象?】

「仮想通貨元年」と呼ばれた2017年は、ビットコインなどの仮想通貨を物品やサービスへの支払い手段として認める法律が国内で初めて施行されました。昨年はこの仮想通貨の急激な値上がりにより、多額の利益を手にした人もいます。



仮想通貨による損益は原則として雑所得になり所得税の課税対象となります。給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円以下であるならば確定申告をする必要はありません

が、2カ所以上から給与を得ており確定申告が必要な人や個人事業主などは、20万円以下であっても申告が必要になります。雑所得は雑所得以外の他の所得と損益通算ができません。そのため仮想通貨の取り引きで損失が出た場合でも、給与所得や事業所得などと相殺することができません。またその損失は翌年以降に繰り越すこともできません。例えば今年に100万円の損失を出し、翌年に200万円の利益を得た場合、前年の損失を繰り越すことができないので、翌年は200万円に対してそのまま課税されることとなります。最後に、仮想通貨による損益は原則、雑所得になるとお話ししましたが、例えば事業所得者が事業用資産としてビットコインを保有し、決済手段として使用している場合、その使用により発生した損益は事業に関連する所得と考えられるため事業所得になります。

今を生きる 先人の言葉

若は楽の種、
楽は若の種と知るべし

「水戸黄門」としても知られる第二代水戸藩主である徳川光圀の言葉。人生、楽ありや苦もあるさ。苦楽は表裏一体。先に苦勞をしておけば、後で楽ができるだろう。

～花粉症～

3月とはいえまだ春になりきっておらず肌寒い日もあつたりします。この時期、花粉症で悩まれる方も多いのではないのでしょうか。花粉症の原因物質で一番有名なのはスギの花粉です。日本では古来よりスギの木が建築資材として植樹されました。その後安い海外産の材木の流入により需要が減り、スギの木が放置されるようになり花粉を飛散させています。日本でも北海道と沖縄にはスギ林が少ない為この時期に花粉症の人が行くと症状が治まるそうです。症状が辛い人は数日間でも花粉逃避をしてみてもいいのではないでしょうか。



365日が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント：【おなかを空けば、ごはんはおいしい】

知人の家の裏庭に、ときどき野良猫の親子がやって来るそうです。親猫はガリガリに痩せており、2匹の子猫はどちらも片目がつぶれていて、おそらく病気にかかっているとのこと。知人は子猫を病院に連れて行こうか迷ったそうですが、一時期でも親猫から引き離すことが良いことなのかどうか考えた末に、黙って見守ることにしました。雨の日には裏庭の物陰に3匹で寄り添い、晴れた日には陽当たりの良い場所でのんびり昼寝を楽しむ親猫の周りで、子猫たちがじゃれて遊び回っているとか。その様子を見て知人は思ったそうです。今の時代、野良猫として生きていくのも大変だろうに、親猫は親としての役目を淡々と果たし、子猫は明日のことなど知るよしもなく今に遊ぶ。どうやら小さな出来事に右往左往しているのは人間だけかもしれない・・・。



ロシアの作家チェーホフは、44歳で亡くなる5カ月前に、かつての恋人リージャ・アヴィーロヴァに手紙を送りました。「ごきげんよう。なによりも、快活でいらっしゃるように。人生をあまり難しく考えてはいけません。

おそらくほんとうはもっとずっと簡単なものなのでしょうから」。

チェーホフが言うように、人生は自分で考えているよりもずっとシンプルなのかもしれません。そんなシンプルな人生をわざわざ複雑にしているのは、他でもない自分自身でしょう。商売で成功する秘訣（ひけつ）、幸せになる方法、ちまたにあふれる色々なノウハウは人生を豊かにする手助けのように見えて、実は自分を余計に惑わせる足かせになっている場合もあります。楽しい人生にしたければ、ノ

ウハウを学ぶよりシンプルに生きればよいという、実に単純明快なメッセージをチェーホフは残してくれました。役に立ちたい。面白そうだ。やってみたい。純粋な動機で始めたことが、いつの間にか、おなか一杯なのに「おかわり!」と叫ぶようなことになっていませんか。何事も深刻になり過ぎるのはよくありません。おなかを空けば、ごはんはおいしい。至ってシンプルな原理ですね。



～ 今月の税務・労務 ～

国税

贈与税の申告及び納付（～3月15日まで）

29年分所得税確定申告及び納付（～3月15日まで）

所得税の青色申告の承認申請

個人事業主の消費税の確定申告及び納付（～31日まで）

地方税

個人住民税の申告

個人事業税の申告

労務

特別な処理事項なし

和泉会計事務所

〒170-0013

豊島区東池袋 1-25-2

朝日生命池袋ビル 9F

電話：03-3984-9595

FAX：03-3988-0835

